令和６年度第１回出雲市国民健康保険運営協議会

会　　議　　録

１　議　事

⑴　会議録署名委員の指名について

⑵　議題

①　国保加入世帯・被保険者の状況について

②　国民健康保険事業特別会計の状況について

③　令和６年度　国民健康保険料の料率について

２　その他

⑴　令和６年度　生活習慣病予防・重症化予防事業（国保保健事業）について

事務局	それではご案内しました時間よりも少し早いですが、おそろいいただきましたので、ただいまから、令和6年度第1回出雲市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。 会議に先立ち、副市長からご挨拶申しあげます。
副市長	失礼いたします。皆さんこんにちは。 開会にあたりまして一言ごあいさつ申しあげたいと思います。 本日は、委員の皆様におかれましては、公私ともにお忙しい中、本年度の運営協議会にお出かけいただきまして、ありがとうございます。 はじめに、新聞報道等で既にご承知の方もいらっしゃると思いますが、この度、本市の過去の国民健康保険料に賦課誤りがあったことが判明をしました。法が改正をされた内容の適用を誤ったものでございまして、皆様方にもご心配をおかけしましたことをこの場を借りて、お詫びしたいと思います。再発防止には徹底して努めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申しあげます。 さて、委員の皆様もご承知のとおり、新型コロナが5類になり、1年が経過したところでございます。この間、インフルエンザ等の流行もございましたが、少しずつ、以前のような日常に戻りつつあるのではないか、と思っているところでございます。皆様方がそれぞれの分野において、継続してご対応ご協力いただいていることに心から敬意を表しますとともに、感謝を申しあげたいと思います。 国におきましては、本年12月2日で、現行の国民健康保険証の新規発行を終了し、いよいよマイナ保険証を基本とすることとしております。このため、本市におきましても、国民健康保険について、現在準備を進めているところです。 最近では、マイナンバーカードの保険証利用のため、カードを作りたいといった市民の方も多くなっていると聞いています。 直近のデータによりますと、出雲市の国民健康保険の被保険者のうち、既にマイナ保険証の利用登録をされている方は約68%、また、医療機関や薬局におきまして、マイナ保険証が利用できる体制は、約95%の機関で整っておると、いうことと承知をしております。 ただ、これも新聞等に出ておりますが、保険証のお持ちの方であっても、既に実際に医療機関等でマイナ保険証を利用されている方の比率というのは、全国データでございますが、約6.6%ということで、依然として低迷をしているというのが実態でございます。この状況の要因といたしましては、やはり以前話題になりました、情報の紐付け誤りに対する不信感が払拭しきれていないことや、マイナ保険証の利便性の周知が十分にされていないと、いうことが背景にあるのではないかと、感じているところでございます。国におきましては、5月から7月の3か月間を「マイナ保険証利用促進集中取組月間」と位置付けて、広報の展開や取組の強化をしています。このような状況でございますが、市としては、しっかりと準備については取り組んでいきたいと思っております。

	最近の医療費の状況について、詳しくは事務局から説明をさせますが、やはり科学技術の進歩によりまして、高額な新薬が開発されるなど、医療費が増える要因がございまして、その一方で、依然として国民健康保険の被保険者数が減少傾向にあり、このことは、1人当たりの医療費の増加に繋がっているという現実がございます。今後もこの傾向は続く見込みでございまして、医療費を取り巻く状況は、大変厳しいものがあると私どもは認識しているところでございます。 本日ご説明いたします国保料率につきましても、何卒しっかりご審議いただきたいと思います。 以上、最近の状況について触れさせていただきながら、本会議の開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。
事務局	続きまして、会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	それでは開会に先立ちまして、一言ご挨拶申しあげたいと思います。 本日は皆様方におかれましては、公私ともにご多忙の中、お出かけいただきまして誠にありがとうございます。 さて、先に世の中を震撼させた新型コロナウイルス感染症、この話題を耳にする機会も減りまして、現在ではマスクの着用も柔軟な対応になったことから、視覚的にも落ち着いた日々に戻りつつあると感じております。ここ数年、自粛気味であった文化活動や経済活動が再開されはじめ、地域社会の動きを見ますと、安堵感が感じられるようになってきたところであります。 ここ数年、国ではデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの取得を促進し、更には、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を推し進め、いよいよ今年の12月には、現在の紙の保険証の新規発行を廃止をするということを決定いたしました。 おそらく市民の皆様の多くが、現在の紙の保険証が廃止になることはもちろんのこと、マイナ保険証の利点等が十分に理解されていないのではと、感じているところでございます。市においては、市民の皆様に、マイナンバーカードの保険証利用の利点を丁寧に説明するとともに、マイナ保険証に対する不安感の払拭に努めていただくことが重要ではないかと思っているところでございます。また、マイナ保険証を持ってない方が、何ら問題なく保険診療を受けられるよう、丁寧な対応をお願いしたいと思っています。 本日の会議では、特に重要な議題といたしまして、今年度の保険料率について、これは事務局の方から説明がございますので、皆様方からのご意見をいただければ幸いに存じます。 それでは皆様のご協力によりまして、本日の会議が有意義なものとなりますよう、お願いいたしまして、開会のご挨拶とさせていただきます。
事務局	ありがとうございました。 ここで伊藤副市長でございますが、公務のため、ここで退席させていただきます。 ご了承いただきますようお願いいたします。

事務局	ここで委員の交代を報告させていただきます。 お手元の協議会委員の名簿を参照いただきたいと思います。 前回の2月に開催しました、令和5年度第2回協議会の際にご報告いたしましたが、被用者保険等保険者を代表する委員として、全国健康保険協会島根支部の〇〇様が退任されまして、同協会の企画総務グループ長の〇〇様にご就任いただいており、改めてご報告いたします。〇〇様どうぞよろしくお願いいたします。 また、同じく被用者保険等保険者を代表する委員として、これまで公立学校共済組合島根支部の〇〇様に就いていただいておりましたが、同支部の人事異動に伴いまして、新たに同事務長の〇〇様にご就任いただくこととなりました。なお、本日はご欠席の連絡をいただいております。 続いて、本日の会議開催にあたっての定足数について確認させていただきます。 本日は、〇〇委員、〇〇委員、そして先ほどご紹介しました〇〇委員からご欠席される旨の連絡を受けております。 従いまして、委員総数18名に対しまして15名の委員出席となっております。条例施行規則第6条で規定する会議の成立要件の過半数を満たしておりますので、本会の成立をご報告させていただきます。 ここで1点お願いがございます。 この会議に関する情報公開として、会議録の委員のお名前は、伏せた形で、市のホームページに掲載させていただきます。あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。 議事に入る前に、過去の国民健康保険料の賦課誤りについて、ご説明させていただきます。先ほど副市長の挨拶にもありましたが、今回判明しました賦課誤りは、平成29年度と30年度に行った賦課誤りでございます。 国民健康保険への加入脱退の手続きは、会社を退職なされて、国民健康保険に加入される場合、またはその反対に会社に就職されて、国民健康保険を脱退される場合がございます。その際は、市役所の窓口に出かけていただき、手続きのお願いをしております。この手続きにつきましては、ほとんどの方が速やかになさっておられる状況でございますが、中には数か月経ってから窓口に出かけられる方、また1年、中には2年以上経ってから手続きにいらっしゃる方がおられます。 この方々の国民健康保険の加入手続きは、前の健康保険が切れたときから加入していただきまして、保険料は保険が空白であった期間に遡ってお願いしております。2年以上保険が切れていらっしゃった方につきましては、最大2年間の国民健康保険料をお願いしております。 平成27年に国民健康保険法が改正され、遡った保険料を算定する際の賦課決定を行うことができる期間制限が規定されました。 市民の方から、国民健康保険に遡って加入する、または脱退する旨の届出を受け、2か年度までの保険料を算定する際に、賦課決定ができる期間を過ぎているにもかかわらず、2か年度前の国民健康保険を誤って増額の決定または減額の決定をしていたことがわかったものでございます。当時、法改正を正確に把握していなかったため、誤った処理をしていたものでございます。

	国民健康保険料を過大に徴収した方は 14 人おられ、金額は合計 69 万 1,505 円です。また、保険料を過大に還付した方は 15 人になり、金額は 74 万 1,184 円です。 過大徴収した方には、保険料をお返しする手続きを進めているところでございます。過大に還付した方には、賦課変更ができる期間を既に過ぎておりますので、保険料の返還は求めない考えでおります。 今後は、法改正の際には複数の職員で、改正点を正確に把握して組織内のチェック体制を強化し、再発防止を徹底して参ります。 このたびは大変申し訳ございませんでした。 それでは次第に戻りまして、議事に移りたいと思います。 議事の進行は、条例施行規則第 5 条の規定により、会長が議長を務めることになっております。この後の議事進行につきましては、会長にお願いさせていただきます。 会長よろしくお願いいたします。
会長	それでは事務局の方からお話がございましたが、会長が議長を務めるということでございますので、これより先は議事を私から進めさせていただきたいと思います。 委員の皆様方もお忙しい時期でもございます。十分にご審議いただきながら、予定時刻の 15 時 30 分には終了したいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い申しあげます。 それでは早速、次第の 4 の議事に入らせていただきます。 お手元の次第の 4 の議事の議事⑴の「会議録署名委員の指名について」ですが、署名していただく委員は、今回も勝手ながら私の方から指名しても、よろしいでしょうか。 ～　賛成を確認　～
会長	ありがとうございます。 そうしますと、会議録署名員には会長の私と他 1 名として、〇〇委員にお願いさせていただきます。 よろしいでしょうか。 ～　賛成を確認　～
会長	ありがとうございます。 それでは、〇〇委員、よろしくお願いいたします。 それでは議事⑵の議題に入ります。 議題①の「国保加入世帯・被保険者の状況について」と議題②の「国民健康保険事業特別会計の状況について」の 2 点について、関連議題として一括して説明を受けます。

	質問ご意見等は、事務局からの説明の後にまとめて受けたいと思いますので、よろしくお願いします。 それでは事務局の方から説明をお願いいたします。
事務局	～「国保加入世帯・被保険者の状況について」資料１及び「国民健康保険事業特別会計の状況」資料２を使用して事務局から説明～
会長	それではただいまの説明について、委員の皆様からご意見やご質問等あればいただきたいと思います。
委員	資料２の６年度当初予算額のところで、９の諸収入ですが、おそらくはっきりとした金額はわからないと思いますが、被保険者返還金の 400 万円、第三者納付金 600 万円となっていますが、これは何か根拠があっての数字でしょうか。
事務局	それらは、例年の見込みを元に算出しておりますが、昨年度の第三者納付金の額のところが大きく違っているところですが、昨年度、過年度から長い期間かかって、第三者求償できた案件がありまして、それが１件で 2,000 万円近い高額のものがあり、これが例年と比較して、昨年度大きくなったものです。
委員	「第三者納付金」という科目は何でしょうか。
事務局	こちらは、例えばですが、保険給付の対象とならない交通事故の求償の金額です。
委員	求償ですね。 わかりました。
会長	それでは、他にご意見ご質問がないようですので、議題の①の「国保加入世帯・被保険者の状況について」と議題②の「国民健康保険事業特別会計の状況について」これを終わりたいと思います。 よろしいでしょうか。 ～了承～
会長	次に議題③の「令和６年度国民健康保険料の料率について」事務局から説明をお願いいたします。
事務局	～「令和６年度国民健康保険料の料率について」資料３を使用して事務局から説明～
会長	それではただいまの説明について、委員の皆様からご意見やご質問等あればいただきたいと思います。

委員	何点か質問をしたいと思います。 まず、市で把握している健康保険の保険者別の市内の世帯や市民の加入状況について教えてください。 また、最後に、モデル世帯、保険料の試算額というのを示していただきましたが、国保以外の健康保険が様々ありますが、他の健康保険の保険で計算した場合の同一モデル、同一の収入、同一の家族構成の場合の保険料額の比較を教えてください。
事務局	まず1点目の出雲市内の医療保険への加入状況や割合等でございます。 本年4月末の出雲市人口は約17万2,500人でございます。このうち、4月末で出雲市国民健康保険に加入いただいている方は約2万7,600人でございます。それと75歳以上の後期高齢者医療に加入なさっておられる方が約2万9,500人でございます。それ以外の市民の方は、何らかの被用者保険、例えば、協会けんぽ、健康保険組合、共済組合の保険に加入なさっておられます。 割合でございますが、出雲市国民健康保険の加入者は約16%、75歳以上の後期高齢者医療の加入者は約17%です。その他の医療保険に加入なさっていらっしゃる方は、約67%でございます。 2点目でございますが、各医療保険におけるモデルケース世帯における保険料の比較でございます。モデル世帯を私どもが設定しましたもので説明したいと思います。40歳代のご夫婦で奥様は収入がなく、ご主人が月給30万円、年間年収360万円、賞与はない場合と考え、比べてみたいと思います。出雲市国民健康保険におきまして、40歳代のご夫婦お二方で、ご主人様が年間給料収入360万円の場合ですと、先ほど、ご提案しました、令和6年度の保険料率案で算定しますと、お二方の国保料は39万1,700円になります。比べる医療保険としまして、協会けんぽ島根支部のホームページを参照させていただきました。今日は、同支部から〇〇委員にお出かけいただいておりますが、参照させていただきました。同じご夫妻の年収360万円、月給30万円のケースですと、40歳以上の方は介護2号被保険者に該当なされますので、その方々の保険料率は11.52%とございました。そして、報酬月額が30万円の場合、全額で月額3万4,560円、労使折半でひと月1万7,280円とありました。1万7,280円の12か月で年間約20万7,360円となります。 先ほどの出雲市の6年度の国保料率で算定した場合と、協会けんぽ島根支部の約1.9倍となります。 そして健康保険組合も調べてみたところでございますが、健康保険組合は全国に約1,400組合ございまして、保険料率は各組合で決定なさっていらっしゃいます。 また保険料の事業主との折半でございますが、折半される組合もございますし、事業主がより多くの保険料を負担される組合もございまして、なかなか比較することが難しい状況でございます。ただ、保険料率、幾らか見ましたけれども、当然のごとく国民健康保険の保険料が高いと考えております。
委員	丁寧なご回答いただきありがとうございます。 協会けんぽと比べて、1.9倍、ほぼ2倍というところで、国民健康保険が同じ収入であっても、収入に占める負担自体が非常に大きいということを改めて思いました。

	2014年に全国知事会が、国保料をやはり協会けんぽ並みに引き下げるため、国費を1兆円導入して欲しいということを国に対して要望をされていますが、この国保がやはり高いという問題意識があって、それで、自治体から国に対して要望が上がっていると思うのですが、その後の動き、知事会ですとか、また、市長会、町村会、様々な団体でありますけれども、地方からどういうふうな要望を国に上げているのかわかられる範囲内で、教えてください。
事務局	国に対する全国知事会、全国市長会からの要望を確認しましたところ、どうしても国民健康保険の加入者、その構成が高齢者の方が多く、また低所得者の方が多いということで、国の財政支援の拡充を求める要望がなされております。平成30年度に国保の制度が、都道府県が財政主体・責任主体となったときから実施されておるところでございますが、国からの公費3,400億円の財政支援を継続して実施するように求めております。 また、令和4年度から始まっております子育て世帯の負担軽減のための未就学児の子どもたちの保険料として、均等割の5割軽減の制度が始まっております。その未就学児の5割軽減の対象年齢を拡大すること、またその5割という軽減割合を拡大すること、これを求めております。 そして、医療費の7割部分、一部8割部分ですが、保険者の保険給付負担になりますが、それに対する国からの負担金補助でございますけれども、国庫負担割合を引き上げるよう要望しているところでございます。
委員	やはり国保料を下げるために自治体としても、地方からも声があがっている状態ということであります。だんだん保険料は、総額的には減少していきますが、結局、加入されている方が、それより更に少なくなっているということは、結局、一人一人の負担が増えているということは、先ほど説明にもありました。やはり、高齢者、また、低所得の方が多く加入する保険だという特性もありますので、やはり、これは国に求めたいものではありますけれども、国や保険者にかなり責任があるところですので、国や県に対して、しっかり要望をあげていっていただきたいと思いますし、市としても頑張って保険料を引き下げていただきたいと思います。
会長	要望でよろしいですか。
委員	はい。
会長	他に質問ございませんでしょうか。
委員	資料3の3番の医療費の推移というところで、⑴の表の下に説明がありますが、これはこの場所に書かれているのは相応しくないと思います。と言いますのが、ここには「被保険者が減少している反面、入院に係る･･･云々」とありますが、1人当たりの医療費は下がっていますから下の方の説明だと思います。⑵の総額は減っていますよね、毎年。当然被保険者数が減っていますから、総額だと思います。

	ただし、1人当たりの医療費は減っているって、この書き方は1人当たりの医療費が増額しているということで、⑵の説明になるでしょう。
事務局	2ページの⑴医療費総額の推移の点をご指摘いただいたかと思います。島根県については、おっしゃるとおり、令和3年度、4年度、5年度と医療費総額が微減している金額が出ております。出雲市においても、令和3年度から4年度は比べて微減したところですが、5年度が前年度に比べて、被保数が減少している反面、増額になったというところがございました。
会長	いわゆる文言上のことかもしれません。わかりやすくお願いいたします。 それでよろしいですか。
委員	はい。
会長	この他に、ご質問、ご質問ご意見がなければ、この議題③の令和6年度国民健康保険料の料率については、事務局のこの案を了承するということで考えておりますが、よろしいでしょうか。 ～　意見なしを確認　～
会長	ありがとうございます。 それでは了承するということでお願いいたします。
会長	次に、5のその他として、⑴の「令和6年度 生活習慣病予防・重症化予防事業（国保保健事業）について」、これを事務局から説明をお願いいたします。
事務局	～「令和6年度 生活習慣病予防・重症化予防事業（国保保健事業）について」資料4を使用して事務局から説明～
会長	それではただいまの説明について、委員の皆様からご意見ご質問等があればいただきたいと思います。
委員	質問ではなく、引き続きお願いをさせていただきたいことがあります。こちらの保健事業の①の特定健診に記載されているとおり、協会けんぽも一緒になって広報活動ですとか、がん検診とのセットの集団検診の方を行っていきますので、協力をお願いします。扶養家族の方はお世話になりますので、引き続きよろしくお願いいたします。
会長	それではその他事務局から何かありますでしょうか。

事務局	本日、机の上に一番下に置かせてもらった冊子は、令和6年度の出雲市国民健康保険事業計画というのを策定しております。また、お読みいただければと思います。
会長	本日予定しておりました内容は以上となりましたが、最後にせっかくでございます。これまでの議事以外で何か質問等ございましたらお受けしたいと思いますが。
委員	国民健康保険の短期証それから資格証の発行状況について、先ほどご紹介いただいた資料の16ページに掲載されていて、年度末の短期証、資格証の交付状況がこれだけのものが出されているということです。 国保の加入世帯数は、徐々に下がっていますが、変らず、この資格証、短期証の割合というのは、下がってこないというところです。いきなり資格証の発行には至ってないと思いますが、短期証、資格証の発行へのプロセス、どういう流れで短期証が発行されて、また、その中から資格証の発行へと切り換えていくのが大体の流れかと思いますが、その点、説明をお願いしたいと思います。
事務局	短期証、資格証になる流れですけが、まず1年以上滞納がある方のうち、収納課を通して納付の相談させていただく中で、なかなか連絡がつかなかったという場合、資格証になる前に、まず短期証を発行させていただいて、なるべく納付の相談の機会についてお話しさせていただいて、どうしてもなかなか納付がいただけない方については、資格証を発行する前に、資格証を交付しますという通知を送らせていただいています。あわせて、通知には現在お持ちの保険証を返却くださいと記載しています。という形で、1か月前にこのような通知をさせていただいて、それでも、なかなかご相談に応じていただけないという方については、資格証を交付させていただくという流れになっております。
委員	短期証を交付することによって、最長で6か月、また、1か月とか、それぞれ適宜の出し方をされて、面談機会を確保するために、ある意味そういう短い区切りで出されていると思いますが、資格証を出すことによって、結局その面談に繋がっているのか、この間、相談など受ける際、本当に医療機関にかかることを我慢しているとか、かかることを抑制している、といったご相談もありましたし、私も3月議会の中で、一般質問で取りあげましたが、保険料を求めるのは保険年金課で、実際に滞納が発生した場合、それに対応するのが収納課というところで同じ対応がされていない、と思いましたので、資格証の発行に対して、特別の事情がある場合は資格証発行に至らないということが、国の通達の方もはっきりしていると思いますので、令和5年度末では97人の方に資格証発行しているとなっていますが、特別の支障がないという言い切れる段階まで確認をされているか否かうかがいたいと思います。
事務局	資格証になる前に、通知に合わせて弁明書というものを同封させていただいております。どうしても相談に応じられない、納付に応じられない、こういう理由がありますというのを弁明するものも合わせてお送りさせていただております。それでもなおご連絡等いただけない方について、資格証という形にさせていただいております。

委員	それに反応がないということで、特別な事情がないと確認し切れる段階までは行けてないのではないかというふうに思います。資料の中でも、急に医療機関、受診する必要がある場合は、短期証をこういう対応をするとありますが、本当に病院にかかるというのは、そこまで待てる短期証を発行して、それを受けてからかかるということは、稀なケース、そのように計画的に受診される方はいらっしゃらないと思いますので、関係課、保険年金課だけにとどまらず、関わる部署で情報共有を行って、特別な事情、確認し切る体制を作っていただきたいと思います。
部長	健康福祉部長でございます。またよろしくお願いしたいと思います。 先ほど〇〇委員からお話がございました件につきましては、これまでちょっと一部そういった事案があったということも情報を聞いておりますので、今、収納課、それから関係課の方とは連携を図りながら、市民の皆様に寄り添った対応をするということを心がけることを徹底して参りたいと思っております。 それとあわせまして健康福祉部の方では福祉事務所というか福祉分野も持っておりますので、国民健康保険料が払えない人達というのは、国民健康保険だけの問題ではなくて、いろんな生活の問題を幅広く抱えていらっしゃいますので、福祉推進課の方に、そういったいわゆる生活困窮とかそういった相談窓口も設けておりますので、そして場合によっては生活保護制度への移行とか、そういったことも含めまして、今後、健康福祉部で重層的に、そういった方の相談にのりながら対応に努めて参りたいと思いますし、国保のうえでは、そういった資格証の交付にあたっては、慎重に事例をきちっと確認しながら行なっていくように、心がけて参りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。
会長	情報を共有して対応していただきたいと思います。
委員	本日の会議の最初のの説明において、医療保険の有効期限が切れている方、最長で2年間遡っているという話がございましたが、めったにおられないのですが、医療保険に入ってない方が、過去に受診されたことがあり10割支払われました。このような方が、2か年遡って医療保険に加入されたということになると返金できる可能性がありますが、そのあたりの対応、本人に説明する必要、例えばレセプトの提出であるとか、このあたりのシステムというのは、どのようになっているのでしょうか。
事務局	先ほどおっしゃられたように、保険がないかたちで受診された方が過去におられたということですね。まさに、会社を辞められて会社の保険が切れて無保険になられた方、若しくは収入の関係で保険の扶養から外れられた方、いろいろなケースがあるかと思いますが、直ぐに病院にかかる機会がある方は、保険証のことを心配されることもあって、相談によくいらっしゃることもあります。中には長い方で2年以上の方が無保険のまま過ごしておられる方があり、先ほどおっしゃられたように、病院で受診されて10割負担された方、そういった方も国民健康保険加入の手続きにいらっしゃるときに相談される方もいらっしゃいます。実際、保険証がなくて、病院にかかり10割払ったのですが、どうなりますかというようなご相談いただくこともございます。

	国民健康保険の資格が切れたときに遡って加入していただきます。それが2年以上の場合だと、最大2年の保険料をお願いすることになりますが、その間、受診なさっておられたことがあるならば、レセプトをその病院に出雲市国保からお願いして提出していただき、その方に7割の保険給付分を支給させていただくという対応をしております。
委員	過去2か年以内までであれば遡ってレセプト請求できるという理解で良いですか。
事務局	はい。保険の保険給付の時効というのも、2か年と規定されております。
委員	マイナンバーカードの件ですが、独居の老人の方には、手続きに行けない方、タクシーも利用できない、といった方もいらっしゃる。このような方は、市役所はどんなふうに対応されているのでしょうか。マイナンバーカードの申請に関し、赤ちゃんはお母さんができるのでしょうが、おじいさんおばあさんなど、本人が行けない方の対応のことです。確か本人がでかけないとできないと理解しておりますが。
事務局	確認ですが、マイナンバーカードそのものの申請手続きということでしょうか。マイナ保険証の前にカードそのものを作るにはどうしたら良いか、というご質問でしょいでしょうか。
委員	そうです。
事務局	完全な説明ができかねますが、マイナンバーカード自体を申請する、つまり、マイナ保険証の手続きの前に、まずマイナンバーカードっていうのを作るという説明をします。ご家族がおられない、出かけることができない一人暮らしの高齢者といった方がどのようにしたらマイナンバーカードを申請できるか、ということですが、そのようなご事情のある方も一定の手続きをとれば、できる方法はございます。ただ、その条件や一定の手続きというのが、実際は市民課でするので、この場ではわかりかねますが、ただ、赤ちゃんのような小さい子どもとかは、当然、お父さんやお母さんでないと、手続きができませんので、代理人として手続きをしていただくことになります。ただ、例え乳幼児であっても、一度は顔の確認をさせてもらうことがあります。 先ほど言われた大人の方の方法はございますが、この場で私の方から詳細に説明することができかねます。すみません。
会長	マイナンバーカードの申請の担当が市民課になりますので。
事務局	マイナ保険証のことについてのおたずねですね。
委員	そうです。

事務局	12月2日以降、新規の保険証を交付するのが終了する、これは国全体の方針です。出雲市の国民健康保険、また、75歳以上の後期高齢者医療保険に入っておられる方について、毎年8月に年1回の一斉更新をさせてもらっております。更新後の新しい保険証は、7月下旬までにお届けしておりますが、それが最後の更新になる、というのが、今現在の予定です。今回発送する来年の7月末までは使える保険証が、最後の紙の保険証となり、それ以降は紙の保険証というのがなくなる方向です。 現在マイナンバーカードを持っていない、或いは、マイナンバーカードを持っておられても保険証の利用登録をされていない方については、来年の7月末までの保険証は交付させていただき、その後の対応については、資格確認書という保険証と同じスタイル形態の保険診療を受けていただくためのものを交付することになっております。これは、日本全国同じ取り扱いでございます。
委員	理屈はわかりますが、一人暮らしの方々がタクシー利用で市役所に出かけられれば、ということもありますし、体が不自由な方は、ヘルパーに付き添ってもらう方法もあるかもしれませんが、心配なことがたくさんあると思います。
会長	12月2日以降どうなるかということを、市として丁寧に市民の皆様にわかるような、例えば広報紙に毎月のしつこいぐらいでもマイナンバーカードに関し、いつまでに何をどうしなければならない、であるとか、その後、どうなるのか、ということをことお知らせすべきと思います。 たった今説明されたようなわかりやすい説明をし、皆様方が心配されないようにしていただきたい、私からのご要望となるかもしれませんがよろしくお願いします。
委員	おそらく、おじいさんおばあさんたちにはわかりづらいと思います。お願いします。
事務局	広報紙やあらゆる機会を通じ、周知お知らせには努めて参りたいと思います。
委員	現在は、国民健康保険証をプッシュ型、加入されておられる方には、毎年7月末に8月1日から使えるように、自動的に送っていただいていることと思いますが、新しい資格確認書も同じ形で自動的に届くという認識でよろしいでしょうか。マイナ保険証を持っていない方は、特に何かする必要はない、ということでよろしいでしょうか。言い方を変えれば、保険証に代わるものが届くという認識で良いですか。
事務局	国は、現時点で申請不要という方針を出しております。
会長	本日予定しておりました案件は以上となりますので、令和6年度第1回出雲市国民健康保険運営協議会をこれで閉会したいと思います。 皆様、どうもありがとうございました。